

2017年7月10日

企業会計基準委員会 御中

アイティメディア株式会社
取締役 加賀谷 昭大

実務対応報告公開草案第52号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に
関する取扱い（案）」についてのコメント

質問1～質問4について

以下の理由で、この提案に同意しない。

- ① 信頼のおける独立した第三者評価機関の評価に基づき、監査法人とも評価の前提となる基礎数値を確認の上、当該算定結果を公正価値として、公正価値相当額の金銭の実際の支払いこみに対して新株予約権を発行するものであり、明らかに報酬性はないと考える。
- ② 公正価値発行であるため、公益社団法人日本監査役協会の「監査役監査実施要領」（改訂版）（平成28年5月20日公表）に「有利発行決議や報酬決議、事業報告における開示の対象とはならない」とあり、また、税務の取扱いも、公正価値発行であるため、付与対象者の税務について、権利行使時の給与等課税事由が生じないとされており、給与所得ではないという扱いになっており、報酬ではないことが明確である。
- ③ 一般的には持株会と同様の投資制度として活用しており、その発行目的であれば企業会計基準適用指針第17号に合致しているため、その導入会社の発行目的を完全に無視して基準を開発する理由があまりにも不明確である。
- ④ 報酬としての性格を持つと考えられるとしたとの記載のある公開草案の第17～23項だが、特に17項（1）について、有償発行の本質を全く無視した論理展開となっており理解できない。
- ⑤ 公正価値での新株予約権への投資制度であるため、結果次第では、当初の取得時の資金負担額である投資元本が毀損する可能性があり、そもそも損失が発生する報酬制度は存在し得ないとする。

質問5について

- ① 平成29年6月15日に公表された日本公認会計士協会の本公開草案に関する意見に、「本公開草案が対象とする取引についても、未公開企業による特例の適用が認められる旨を明記することが望ましい」と記載されているが、そもそも会計基準自体の変更がないた

め、当然未公開企業による特例が継続的に認められるはずである。

しかしながら、同協会の意見の中に「必ずしも明らかではない」との記載もあるため、念のため、同協会のこの意見に賛成し、同時に同様の提案をさせていただく。

- ② 勤務条件の取扱いについて、IFRS との GAAP 差が確実に生じることになっている。そもそも IFRS へのコンバージェンスが大前提にある中で、あえて GAAP 差を無為に広げようとするように見えるが、その GAAP 差を広げてしまうことについて、その必要性についての説明を明確にすべきである。

また、IFRS 適用会社における混乱は発生する可能性について、論点整理をすべきである。

以上